

令和4年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	健康福祉部 長寿福祉課 (0244-24-5239)	南相馬市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業(住宅改修支援事業)	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/fukushi_kaigo/3/4757.html	バリアフリー化	補助金	改修工事に要した総費用(限度額20万円)の9割を助成 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③床・通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥全各号の改修に附帯して必要になる住宅改修	住宅改修の必要があると認められる60歳以上の高齢者(介護認定を受けた者を除く)で、生計中心者の所得が児童手当所得制限限度以下の方
南相馬市	建設部 下水道課 (0244-24-5273)	浄化槽設置整備事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/ife/suido_gesuido/index.html	環境対策	補助金	●設置費補助 (1)の場合/(2)の場合/(3)の場合 5人槽:33万2千円/16万6千円/33万2千円 7人槽:41万4千円/20万7千円/41万4千円 10人槽:54万8千円/27万4千円/54万8千円 ※汚水処理未普及解消に繋がらない場合は補助の対象外となる(例:合併処理浄化槽を使用していた者が再度合併処理浄化槽を設置する場合。事務所等を新築する際に合併処理浄化槽を設置する場合。等) ●撤去費補助 (1)又は(3)の③の場合3万円~6万 ※すべて撤去する場合のみ該当 ●配管工事費補助(1)に該当し単独処理浄化槽から切替える場合 上限額:30万円(30万円に満たない場合は、配管工事に要する額を補助) ※増改築が伴う場合は対象外	(1)単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に切替をする方 (2)住宅の新築に伴い、合併処理浄化槽を設置する方 ※(1)、(2)の対象区域: 次の区域を除く市内全域 ①公共下水道計画予定区域 ②農業集落排水処理区域 ※(1)、(2)の補助対象浄化槽: ○環境配慮型浄化槽(3)次のいずれかに該当し、低炭素社会対応型合併処理浄化槽を設置する方 ①災害危険区域又は移転促進区域から、これらの区域外に移転し、住宅等を建築する方 ②建物が全壊、大規模半壊又は半壊したため、新たに住宅等を建築する方 ③東日本大震災に伴い使用不能になった浄化槽又はくみ取り便槽の入替をする方 ※(3)の対象区域: 次の区域を除く市内全域 ①公共下水道計画予定区域 ②農業集落排水処理区域 ③災害危険区域 ④移転促進区域
南相馬市	市民生活部 生活環境課 (0244-24-5248)	自家消費型太陽光発電促進支援事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/admin/machidukuri_sengen/3/5579.html	省エネルギー化	補助金	(1)住宅用太陽光発電システム ※住宅用蓄電池システムまたはV2Hと同時申請のみ対象。 ※FITを使用している場合には10kW未満であること、公称最大出力の合計値に1kWあたり3万円を乗じて得た額。5kW(15万円)が上限。 (2)HEMS(家庭用エネルギーシステム) 設置費用の1/2。3万円が上限。 (3)住宅用蓄電池システム 公称最大蓄電容量の合計値に1kWあたり2万5千円を乗じて得た額。10kWh(25万円)が上限。 (4)V2H(電気自動車充電設備) 本体購入費用の1/5。15万円が上限。	(1)共通 ①自ら居住する南相馬市内の住宅に対象機器(未使用品)を設置する方。 ②市内に住所を有する方。(市内に住民票をお持ちの方) ③市税の滞納がない方。 ④過去に南相馬市から同じ補助対象機器に対する補助金を受けていない方。(ただし、東日本大震災により太陽光発電システムを滅失した方を除く。) ⑤設置した機器に係わる費用等の支払いが完了している方。 (2)住宅用太陽光発電システム ①固定価格買取制度(FIT)を使用している場合は10kW未満であること。 (太陽光モジュールの公称最大出力の合計またはパワーコンディショナの定格出力が10kW未満) ②申請する建物の敷地内に自家消費の用途で設置したものかつ建築基準法第2条第1項に規定する建築物の屋根または屋上に設置するものであること。 ③蓄電池またはV2Hと併せて申請すること。 ④電力供給契約開始日または同時に申請する蓄電池、V2Hの設置完了日の、いずれか早い日から180日以内の申請であること。 (3)HEMS ①エコネットライト企画を標準インターフェイスとして搭載しているもの。 ②住宅内の電力使用量を計測して、電力使用状況が表示できること。 (4)住宅用蓄電池システム ①定置用のリチウムイオン蓄電池のもの。 ②公称最大蓄電容量が1kW以上のもの。 (5)V2H ○電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するもの。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	建設部 下水道課 (0244-24-5273)	南相馬市排水設備設置工事資金融資あっせん及び融資金融機関に対する利子補給		環境対策	利子補給	既設のくみ取り便所(浄化槽を含む。)を水洗便所に改造する工事及び同時に施工するその他の工事1件につき70万円を限度に貸し付け	(1) 下水道法第2条第8号及び南相馬市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第2条に規定する処理区域内における建築物の所有者又は占有者。 (2) 市民税等、下水道事業受益者負担金、下水道使用料、農業集落排水事業受益者負担金、農業集落排水処理施設使用料及び水道料金を滞納していない。 (3) 市内に住所を有し、市民税所得割額を納付する
南相馬市	建築住宅課 住宅係 (0244-24-5253)	南相馬市住宅購入等世帯定住促進事業奨励金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/1ife/jutaku.tochi.petto/2/index.html	住宅取得・改修	その他	南相馬市では、地域の担い手となる就業世代や子育て世代の本市への定住の促進と、世代間支え合いの環境整備により、地域コミュニティを創出し、地域活力を活性化することを目的として、市内で住宅を取得及び改修又は賃借する世帯に対し、奨励金を交付する。 ●民間賃貸住宅入居事業(転入世帯対象) 単身就業世帯(45歳未満)、子育て世帯、若年夫婦世帯:18万円 ●住宅取得事業 (1)子育て世帯...18歳以下の子がいる転入世帯 若年夫婦世帯...夫婦のいずれかが45歳未満の転入世帯 新築住宅:100万円 中古住宅:75万円 (2)単身就業世帯...市内で就業する単身の転入世帯 就業世帯...市内で就業する複数人の転入世帯(親族に限る) 新築住宅:75万円 中古住宅:50万円 (3)多世代同居世帯...3世代以上が新たに同一の住宅に居住する世帯 新築住宅:100万円 中古住宅75万円 (4)近居世帯...親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短距離が新たに500メートル以内にある世帯 新築住宅:75万円 中古住宅50万円 (5)多子世帯...満18歳以下の子が3人以上いる世帯 新築住宅:125万円 中古住宅100万円 ※対象要件を満たす場合の加算金:最大100万円 ※空き家バンク登録物件を購入し改修する世帯の加算金:最大270万円 ※県外からの転入者で、福島県「来てふくしま住宅取得支援事業」の対象要件を満たす場合、県の補助金(最大80万円)が加算されます。 ※民間賃貸住宅入居で18万円を支給され、その後住宅を取得し、交付要件に該当する場合は18万円を減じた額の支給になります。	●共通の条件 (1)南相馬市の住民として5年以上住み続けること(空き家バンク改修世帯は取得した空き家に5年以上居住すること) (2)入居・取得した住宅に住所があり、居住していること (3)市税の滞納がないこと (4)世帯員が暴力団員等でないこと (5)以前に奨励金を受けていないこと ●民間賃貸住宅入居の場合の条件 令和2年4月2日以降に転入、又は市外避難を終了し、市内の民間賃貸住宅に新たに入居した45歳未満の単身就業世帯、子育て世帯又は若年夫婦世帯で、次に掲げる要件を全て満たす世帯 (1)下記のいずれかの目的で、民間賃貸住宅に入居すること ・東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による避難を終了するため ・婚姻を契機に住環境を改善するため ・子育ての都合により住環境を改善するため ・市内で新たに就業するため(45歳未満の単身就業世帯に限る) (2)入居した民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと (3)申請者名義で契約した民間賃貸住宅に限る(社宅、寮、事業者名義で賃貸された住宅等は除く) ●住宅取得の場合の各条件 (1)転入、又は市外避難を終了し、住宅取得を行った就業世帯、子育て世帯又は若年夫婦世帯で、次に掲げる要件を満たす世帯 ①登記の所有権の権利者が、下記に掲げる当該世帯の世帯員を含むこと ・就業世帯...市内で就業する本人 ・子育て世帯...父若しくは母(妊婦も含む) ・若年夫婦世帯...夫婦のいずれか 転入日以降に取得した住宅に転居した場合も対象になります。ただし転入日から起算して翌年度内に工事請負契約又は不動産売買契約を締結した場合に限りです (2)新たに多世代同居世帯となることを目的に住宅取得を行い、次に掲げる要件を全て満たす世帯 ①すでに多世代同居世帯である世帯の建て替えでないこと ②登記の所有権の権利者が当該多世代同居世帯員のいずれかを含むこと (3)新たに近居世帯となることを目的に住宅取得を行い、次に掲げる要件を全て満たす世帯 ①すでに多世代同居世帯又は近居世帯である世帯員の世帯分離又は転居でないこと ②登記の所有権の権利者が当該近居世帯員のいずれかを含むこと

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	建築住宅課 住宅係 (0244-24-5253)	南相馬市空き家賃貸改修等支援 事業補助金	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/jutaku_tochi_petto/2/14959.html	住宅取得・ 改修	補助金	南相馬市では、地域の担い手となる就労世代や子育て世代等の本市への定住の促進及び南相馬市空き家・空き地バンク積極的な利用の促進を図るため、転入世帯が、市内で空き家を賃借し、空き家の改修及び家財処分を行うことに対し、補助金を交付する。 (1) 単身就業世帯…市内で就業する単身世帯 就業世帯…市内で就業する複数人世帯(親族に限る) 空き家の改修に係る費用:最大100万円 (2) 子育て世帯…18歳以下の子がいる世帯 若年夫婦世帯…夫婦のいずれかが45歳未満の世帯 空き家の改修に係る費用:最大150万円 (3) 多世代同居世帯…3世代以上が新たに同一の住宅に居住する世帯 空き家の改修に係る費用:最大150万円 (4) 近居世帯…親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅の敷地の最短距離が新たに500メートル以内にある世帯 空き家の改修に係る費用:最大100万円 ※対象要件を満たす場合の加算金:最大100万円 ※空き家の家財処分に係る費用:最大20万円	●交付条件 (1) 対象世帯のいずれかにあてはまること (2) 賃借した空き家に3年以上住み続けること (3) 賃借した空き家に住所があり、居住していること (4) 賃借した空き家が「南相馬市復興推進空き家・空き地バンク登録台帳」に記載されていること (5) 改修費用が30万円以上であること(家財処分のみ場合は除く) (6) 家財処分費用は5万円以上であること (7) 改修等の実施について、補助金の申請前に所有者の承諾を得ること(同意書) (8) 改修工事が交付申請した年度内に完了すること (9) 改修する空き家が法令に定める耐震基準をみたしていること (10) 市税の滞納がないこと (11) 世帯員が暴力団員等でないこと (12) 以前に同補助金を受けていないこと (13) 改修工事は市内業者を利用すること(証明書) (14) 地元自治会に加入すること ●対象事業(以下の全ての条件を満たすこと) ① 当該空き家が「南相馬市復興復旧空き家・空き地バンク」登録されていること ② 改修工事が次の内容であること ・内外装や台所、トイレ、浴室、洗面所等の水廻りを対象とした一般的な改修、リフォーム等(増築、改築又は外構工事等の居住と関わらない工事を除く) ●申請期限 ・交付申請…空き家の改修工事着手前(契約日前)まで ・実績報告…交付申請書に記入した工期完了日まで
南相馬市	建設部 建築住宅課 (0244-24-5255)	南相馬市木造住宅耐震診断者派遣 事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/jutaku_tochi_petto/2/8751.html	耐震化	その他	旧基準法で建築された木造住宅において、地震に対する住宅の安全確保と向上を図るため、耐震診断を希望する申込者に対し、耐震診断者を派遣し耐震診断を実施するためのもの 一診断につき 自己負担金 7,000円	次の全ての要件を満たす住宅(物置等付属建物を除く) ① 対象住宅の所有者、借家及び購入予定者で、市税等の滞納のない方 ② 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅(併用住宅の場合は住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの) ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組み壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④ 過去にこの制度による耐震信診断を受けたことのない住宅
南相馬市	建設部 建築住宅課 (0244-24-5255)	南相馬市木造住宅耐震改修支援 事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/jutaku_tochi_petto/2/8777.html	耐震化	補助金	① 一般耐震改修工事…上部構造評点を1.0以上に改修する工事 一般耐震改修工事費の4/5以内かつ100万円以内 ② 簡易耐震改修工事…上部構造評点を0.7以上1.0未満に改修する工事 簡易耐震改修工事費の4/5以内かつ60万円以内 ③ 部分耐震改修工事…寝室など部分的な居室の改修する工事 部分耐震改修工事費の4/5以内かつ60万円以内 ④ 現地建替え工事…公衆用道路等に面している住宅の建替え工事 現地建替え工事費の4/5以内かつ100万円以内 ※1,000未満の端数があるときは切り捨てた額 加算金として、耐震改修工事及び現地建替え工事について、工事費用の1/10(上限20万円)加算。	次の全ての要件を満たす住宅(物置等付属建物を除く) ① 対象住宅の所有者、借家及び購入予定者で、市税等の滞納のない方 ② 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅(併用住宅の場合は住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの) ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組み壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④ 耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていない建物 ⑤ 翌年1月末までに、耐震改修工事及び現地建替え工事が完了するもの
南相馬市	建設部 建築住宅課 (0244-24-5256)	南相馬市ブロック塀等安全対策促進 事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/jutaku_tochi_petto/2/15636.html	耐震化	補助金	ブロック塀等の取り壊し、改修または建替えのための経費、取り壊した廃棄物の運搬及び処分のための経費の1/2(上限15万円)	次の全ての要件を満たす市内に存するブロック塀等 ① 対象ブロック塀等の所有者(個人)で、市税等の滞納のない方 ② 公衆用道路等に面し、地震等により倒壊のおそれがあるもの ③ 道路面からの高さが1メートル以上であるもの ④ 建築基準法施行令(第61条または第62条の8の規定)に適合するもの、または昭和56年5月31日以前に築造されたもの ⑤ ブロック塀等(コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀)※門扉、門柱は対象外 ⑥ 翌年1月末までに、安全対策工事が完了するもの ⑦ 市税等の滞納のない方

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南相馬市	建設部 建築住宅課 (0244-24-5256)	南相馬市屋根耐風改修事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/ife/jutaku_tochi_petto/2/index.html	耐震化	補助金	①改修に要する費用×23%(上限55万2千円) ※改修に要する費用は、屋根面積に1平方メートル当たり2万4千円を乗じた額又は240万円のいずれか低い額を限度とする。 ②市加算金:1千円/㎡×屋根面積(上限10万円) ①に②を加算した額が補助額	次の全ての要件を満たす建築物 ①瓦屋根が地震等で被災した建築物(罹災証明書:要) ②改修後、屋根全体が国の告示基準(令和4年1月1日施行)に適合するもの ③市内に存する建築物
南相馬市	建設部 建築住宅課 (0244-24-5255)	南相馬市既存住宅状況調査技術者派遣事業	https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/ife/jutaku_tochi_petto/2/index.html	その他	その他	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により避難をされた市内の既存住宅の所有者が当該住宅の劣化状況等の調査を希望する場合に、既存住宅状況調査技術者を派遣するもの。既存住宅状況調査技術者の派遣に要する費用のうち、上限150千円を市が負担。	次の全ての要件を満たす住宅 ①所有者が帰還等する予定の市内に存する一戸建て住宅(併用住宅の場合は住宅の部分の床面積が延べ床面積の1/2以上のもの) ②避難以降居住していない住宅 ③過去にこの制度による既存住宅状況調査を実施していない住宅
広野町	建設課 (0240-27-4161)	広野町木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/point.html	耐震化	その他	木造住宅の耐震診断にあたり耐震診断者を派遣	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る)であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下の住宅 ・広野町耐震改修促進計画に定める重点区域等にある住宅 ・過去にこの要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
広野町	建設課 (0240-27-4161)	広野町木造住宅耐震改修支援事業	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/	耐震化	補助金	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る)であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅で在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下のもの ・平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
広野町	建設課 (0240-27-4161)	広野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	http://www.town.hiroshima.fukushima.jp/ijyu/005.html	環境対策	補助金	浄化槽設置に伴う補助限度額 ・5人槽:332,000円 ・6~7人槽:414,000円 ・8~10人槽:548,000円 単独処理浄化槽又は汲取便槽の撤去に要する費用(9万円を限度とする。)	・下水道法認可を受けた事業計画に定められた区域外及び農業集落排水事業の事業認可を受けた区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。 以下に該当する者に対しては補助金を交付しない。 ・浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けず、合併処理浄化槽を設置する者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ・販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者 ・浄化槽を継続的に使用しない者 ・無登録又は無届出の浄化槽工事者の設置工事により浄化槽を設置した者
広野町	建設課 (0240-27-4161)	広野町個人住宅改良支援事業補助金	http://www.town.hiroshima.fukushima.jp/ijyu/005.html	住宅取得・改修	補助金	改良工事の金額に100分の10を乗じて得た額(当該乗じて得た額が20万円を超えときは、20万円)とする。	・町の区域内に住居基本台帳に記載された住所を有する個人 ・個人住宅の所有者本人又はその親族であり、かつ、当該個人住宅に居住している者 ・個人住宅の改良を行う者及びその者と同一の生計を営む者が町税及び町に係る分担金、負担金、使用料等を滞納していないもの ・補助の対象となる住宅は、この要綱又は他の法令等による補助の対象となつたことのない個人住宅とする。 ・補助の対象となる改良工事は、町内施工業者が行う金額が10万円以上の改良工事 ・併用住宅及び併存住宅の改良工事で、当該工事箇所が個人住宅部分だけでなく非個人住宅部分も含む場合は、当該工事箇所に係る個人住宅部分の床面積を当該工事箇所に係る全体の床面積で除して得た値に、当該改良工事の金額を乗じて得た額をもって、補助の対象となる改良工事の金額とする。
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断にあたり耐震診断者を派遣	・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る)であるもの ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下の住宅

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助 上限100万円	耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅に対し、耐震改修工事に要する費用を補助 ・所有者が自ら居住する住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上であるものに限る)であるもの・昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建住宅で在来軸組工法、伝統的工法、枠組工法等による木造3階建以下のもの ・平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	檜葉町ブロック塀等除却・改修助成事業		耐震化	補助金	基準に満たないブロック塀において、除却や改修する工事費に要する費用を補助 上限30万円	避難路(国道、県道、町道)に面しているブロック塀等であり、耐震基準に満たないブロック塀 ・除却費は10/10 ・改修費は1/2または、m当たり20,000円の上限
檜葉町	建設課 建築住宅係 (0240-23-6106)	赤粉分譲地町外移住者住宅取得奨励金事業		住宅取得・改修	補助金	町で分譲を実施した赤粉分譲地に、住宅を新築した町外世帯に対し奨励金を交付 奨励金額:100万円	・赤粉分譲地に新築した世帯 ・対象世帯:町外に住民票を有する世帯
檜葉町	こども課 (0240-23-5515)	檜葉町子育て世帯等住宅取得奨励金事業		住宅取得・改修	補助金	町内に住宅を新築または購入した子育て世帯に対し、奨励金を交付 奨励金額:100万円	・町内に家を新築又は、新築の建売住宅を購入した世帯 ・対象世帯:子育て世帯(18歳未満の子供がいる世帯)または、若年夫婦(夫婦どちらかの年齢が40歳未満)
檜葉町	住民福祉課 (0240-23-6102)	檜葉町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業(住宅改修支援事業)		バリアフリー化	補助金	改修工事に要した総費用(限度額20万円)の9割を助成 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③床・道路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥全各号の改修に付帯して必要になる住宅改修	住宅改修の必要があると認められる60歳以上の高齢者(介護認定を受けた者を除く)で、生計中心者の所得が児童手当所得制限限度以下の方
檜葉町	政策企画課 (0240-23-6103)	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業		省エネルギー化	補助金	再生可能エネルギーの導入促進 ・太陽光パネル ・蓄電池 ・エネファーム それぞれ上限あり	町内の住宅(店舗併用可)
檜葉町	建設課 都市計画係 (0240-23-6106)	檜葉町合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置費補助5人槽471,000円～51人槽以上2,979,000円単独処理浄化槽撤去費補助 90,000円くみ取り便槽撤去費補助 60,000円単独処理浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助限度額 300,000円	・公共下水道認可区域外
富岡町	都市整備課 都市計画係 (0240-22-2111)	富岡町定住化促進対策住宅助成事業	https://www.tomioka-town.jp/soshiki/toshi-seibi/toshikeikaku/os-hirase/2622.html	住宅取得・改修	補助金	10年以上定住することを誓約された方に対して、新築又は住宅の取得費及びリフォーム費用の一部を助成するために補助金を交付 【補助額】 対象経費の15%又は300万円のいずれか低い額 ※福島県外からの移住者で福島県事業の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」に該当する場合、併せて助成することも可能	【対象者】 以下項目すべてに該当する者 ・富岡町に10年以上定住することを誓約する者 ・町内居住届を提出する者 ・取得又はリフォームする住宅の所有権を有する者 ・取得又はリフォームした住宅の固定資産税の納税義務者となる者 ・取得する住宅に定住する世帯全員に、町税等の滞納がない者

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
大熊町	生活支援課 移住定住支援係 (0240-23-7456)	来て「おおくま」住宅取得支援事業補助金	https://www.town.okuma.fukushima.jp/sos/hiki/seikatushien/17620.html	住宅取得・改修	補助金	【補助額】 1. 補助基本額 以下を比較しいずれか低い額 ①対象経費等に2分の1を乗じて得た額 ②420万円	・補助対象となる住宅に自ら居住する移住者であること ・当該補助対象住宅の持分が2分の1以上であること ・補助金交付年度の翌年度から起算して5年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること ・基準日(住宅を取得した日)において補助対象者の年齢が55歳未満であり、定住する同居世帯員が1人以上いること ・原則として、補助金交付年度内に町内への移住が完了していること ・平成23年3月11日時点で、本町の住民基本台帳に記録されていないこと ・補助対象者および同一世帯全員が、町税等を滞納していないこと ・その他対象住宅にも要件があるので確認のこと(契約締結日、建築基準法など)
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係(0240-23-7597)	おおくまゼロカーボン建築物支援補助金 ZEH(戸建て住宅)	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	省エネルギー化	補助金	補助額:一棟当たり300万円(定額) ※工事費が一棟当たり300万円を下回るときは、その金額 加算項目:※括弧内は加算条件 1. 県産木材使用:一棟当たり20万円(構造用部材に所定量以上使用) 2. 長期優良住宅:一棟当たり50万円(長期優良住宅の認定) 3. LCCM住宅:一棟当たり50万円(LCCM住宅の認定)	・申請者が、平成31年4月10日以降に町内での居住実態がある方または補助事業完了後町内に居住することが認められる方であること ・一戸建ての新築住宅であること ・自家消費用の太陽光発電が設置されること ・ZEH基準に適合していること 1. 強化外皮基準を満たす(UA値5地域:0.6[W/m2K]相当以下) 2. 再エネを除いて、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減 3. 再エネを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係(0240-23-7598)	再生可能エネルギー設備等導入補助金(太陽光パネル・蓄電池)	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	省エネルギー化	補助金	・太陽光パネル 補助額:最大出力(kW)×10万円 ・蓄電池 定置式リチウムイオン電池 補助額:最大充電量(kWh)×10万円 ・可搬式リチウムイオン電池 補助額:最大充電量(kWh)×5万円	・太陽光パネル:自家消費を目的とするもの、オンサイトまたはオフサイト+自営線 ※売電するものは補助対象外 ・蓄電池:太陽光発電と合わせて設置すること ・可搬式リチウムイオン電池:EVまたはPHVから充電可能であること
大熊町	ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係(0240-23-7599)	次世代モビリティ導入補助金	https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/zerocarbon/20227.html	省エネルギー化	補助金	[車両購入補助] EV(電気自動車)1台当たり50万円(定額) PHV(プラグインハイブリッド自動車)1台当たり20万円(定額) FCV(燃料電池自動車)1台当たり50万円(定額) [充電設備] V2H(充放電設備)、充電設備(急速・普通)、水素充填設備 補助額:対象経費の2分の1	[車両] 次の1. または2. に該当すること 1. 町民等が大熊町を拠点として使用するために導入するもの 2. 町内事業者等が自らの事業に用いるために導入するもの 新車新規登録車両であること 申請当該年度に自動車検査証の交付を受けられる車両であること リースの場合は、車両賃貸借が4年以上の契約であること [充電設備] V2H(充放電設備) 設置場所と同じ場所を本拠としてEVまたはPHVを使用していること 充電設備(急速・普通) 設置者以外が所有するEVまたはPHVに充電を行うものであること 水素充填設備 FCVへの水素充填が可能なのであって、商用でないもの
双葉町	建設課 (0246-84-5209)	双葉町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/9840.htm	環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用を助成する 【補助金限度額】 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円 ※双葉町都市計画下水道事業の事業計画の変更により令和元年11月19日付にて除外された区域の居住者で、かつ、同事業計画の受益者負担金を全額負担した者が設置する浄化槽については上記限度額によらず、町長が認める額	【対象】 個人 【要件】 双葉町都市計画下水道事業の区域外に設置するもので、昭和63年建設省告示第342号の構造基準に定められ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浪江町	教育委員会事務局 子育て支援係 (0240-34-0252)	浪江町子育て支援家賃補助金制度	https://www.town.namie.fukushima.jp/sos/hiki/12/19831.html	住宅取得・改修	補助金	町内における子育て世帯の定住を目的とし、町内の賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して家賃の一部を補助する。 家賃の月額から勤務先の住宅手当等を差し引いた額の2分の1以内を補助。 上限は月額3万円。	浪江町に住民登録があり、高校を卒業するまでの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者)と町内の賃貸住宅に同居、養育し、家賃を支払っている世帯 ※社宅、官舎、寮等の給与住宅や2親等以内の親族が所有する住宅に入居している場合は対象外。 ※公的機関による他の家賃補助制度に申請し、助成の対象となっている場合は対象外。
浪江町	企画財政課 定住推進係 (0240-23-5764)	浪江町移住者住宅取得事業補助金		住宅取得・改修	補助金	浪江町へ新規転入に伴う住宅取得(建築又は購入)を支援し、町内への移住・定住を促進する。 ①基礎補助額:100万円 ②加算補助額:1件につき、15万円を加算して補助する。 [加算条件] (1)子育て世帯又は若年夫婦世帯であること (2)補助対象者及び世帯構成員のいずれかが町内事業所等に就業していること (3)町内に本店又は支店を有する事業者が建築工事を請け負い、住宅を新築すること	次のすべてを満たすものを対象とする。 ①平成23年3月11日時点で浪江町民でないこと ②平成29年3月31日以降に浪江町に転入し、住宅の新築又は公有をした者 ③補助対象者及び同居する構成員に、市町村税等の滞納がないこと ④暴力団(某団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。)でない者 ⑤住民基本台帳に登録され、生活の実態があり、継続的(概ね5年以上)に居住する者 ⑥補助対象となる住宅を取得した日から起算して4年以内に交付申請した者
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に専門家を派遣する。 ※派遣費用は町が負担(別途6千円の自己負担あり)	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にあり、所有者が自ら暮らす住宅 ②所有者が町税等を滞納していないこと ③昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅 ④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ⑤過去にこの事業による診断を受けていない住宅
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町木造住宅耐震改修支援事業補助金		耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅の耐震改修費用を補助する。 ①一般耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大100万円まで ②簡易耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大60万円まで ③部分耐震改修工事 対象工事費の80%かつ最大60万円まで ④現地建替工事 対象工事費の80%かつ最大100万円まで	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にあり、所有者が自ら暮らす住宅 ②所有者が町税等を滞納していないこと ③昭和56年5月31日以前に工事に着手した戸建て住宅 ④在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ⑤耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅 ⑥補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了する住宅 ⑦建築基準法等法令に違反していない住宅 ⑧過去にこの事業による補助金の交付を受けていない住宅
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町既存住宅状況調査技術者派遣事業		その他	その他	原発事故による避難以降居住していない個人住宅の状況調査に技術者を派遣する。 ①15万円まで町が負担	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にある平成23年3月11日以前に建築された戸建て住宅 ②平成23年3月11日以降、何人も居住していない住宅 ③所有者が帰還し居住する、又は賃貸する若しくは売却する予定の住宅 ④申請者に町税等の滞納がない住宅 ⑤過去にこの事業による技術者の派遣を受けていない住宅
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町個人住宅再建支援事業補助金		住宅取得・改修	補助金	町内にある個人住宅の新築・リフォーム・修繕などを行う所有者に対する補助 ①最大25万円 ※外構工事や家財の購入は対象外	次のすべての要件を満たす住宅 ①町内にある個人住宅もしくは併用住宅及び併存住宅の個人住宅部分 ②避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅 ③平成25年4月1日(特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日)以降に実施した再建工事であること ④申請者に町税等の滞納がないこと ⑤過去にこの補助金を受けていないこと
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町住宅清掃費補助金		その他	補助金	町内にある個人住宅の清掃を清掃業者を利用して清掃を行う所有者に対する補助 ①最大15万円 ※個人で行った清掃は対象外	次のすべての要件を満たす住宅 ①平成23年3月11日に居住していた方が、再び居住しようとして清掃を行う住宅 ②清掃業者を利用して清掃した住宅 ③避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅 ④平成25年4月1日(特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日)以降に行った清掃が対象 ⑤申請者に町税等の滞納がないこと ⑥過去にこの補助金の交付を受けていない住宅

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町住宅用再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金		省エネルギー化	補助金	町内の住宅等に再生可能エネルギー設備等(自家消費用)を設置する者に対する補助 ①太陽光発電システム 最大16万円(4万円/kW) ②HEMS 最大30万円(補助率1/2) ③蓄電池 最大30万円(3万円/kWh) ④V2Hシステム 最大30万円(補助率1/2)	次のすべての要件を満たす設備等 【共通要件】 ①自家消費用であるもの ②未使用品であるもの ③避難指示が解除された区域または特定復興再生拠点区域内にある住宅等に設置するもの ③平成25年4月1日(特定復興再生拠点区域は平成29年12月22日)以降に設置するもの ④電力会社との電力需給契約が締結されているもの ⑤申請者に町税等の滞納がないもの ⑥過去にこの補助金の交付を受けた機器でないもの 【太陽光発電システム】 ①10kW未満のもの 【HEMS】 ①「ECHO NET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているもの 【蓄電池】 ①定置用のリチウムイオン蓄電池であるもの ②蓄電容量が10kWh未満のもの 【V2Hシステム】 ①(一社)次世代自動車振興センターに登録されているもの又は(一社)CHAdEMO協議会の承認を受けているもの
浪江町	住宅水道課 住宅係 (0240-34-0232)	浪江町住宅等鳥獣被害対策事業補助金		その他	補助金	町内の住宅等の鳥獣被害対策費用の補助 ①最大10万円 ※上限に達するまで複数回申請可 ※農地や家庭菜園のみの対策は対象外	次のすべての要件を満たす被害対策 ①住宅等の建物またはその建物と一体となって対策可能な土地の被害対策であること ②新たに購入した資材の購入費、資材の設置費用、有害鳥獣の駆除費用であること ③平成25年4月1日以降に実施した対策であること ④申請者に町税等の滞納がないこと
浪江町	住宅水道課 料金会計係 (0240-34-0234)	浪江町合併浄化槽設置整備補助	https://www.town.namie.fukushima.jp/sos-hiki/23/21106.html	環境対策	補助金	合併浄化槽の設置に要する費用を助成する。 【補助内容】 5人槽 332,000円 6~7人槽 414,000円 8人槽以上 548,000円 浄化槽撤去 45,000円 ※撤去費用については、単独槽及びきみとり槽を撤去し、新たに浄化槽を設置する場合 宅内配管工事費 300,000円 ※既存住宅の水回りのリフォーム等により単独処理浄化槽を合併浄化槽へ転換する場合	以下の条件 (1)個人 (2)建築基準法及び浄化槽法に基づく届出を行い設置する浄化槽であること (3)販売目的で浄化槽を設置するものでないこと (4)住宅を借りている場合、賃貸人の承諾を得られていること (5)浄化槽を継続的に使用するもの (6)補助事業期間内に浄化槽を設置するもの (7)登録浄化槽工事業者の設置した浄化槽であること
葛尾村	地域振興課 (0240-29-2113)	葛尾村木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.katsurao.org/soshiki/3/mokuzoujuutakutaisinnka-01.html	耐震化	補助金	耐震診断事業個人負担金6,000円	(1)所有者が自ら居住する住宅(用途が住居以外の独立した物置等は除く) (2)昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。) (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4)過去に、この告示に基づく耐震診断を受けていない住宅 (5)市町村税を滞納していないこと。
葛尾村	地域振興課 (0240-29-2113)	葛尾村木造住宅耐震改修事業	http://www.katsurao.org/soshiki/3/mokuzoujuutakutaisinnka-01.html	耐震化	補助金	木造住宅の耐震改修工事費の一部を助成する。 一般耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ100万円以内の額 簡易耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ60万円以内の額 部分耐震改修工事に要する費用の2分の1以内かつ60万円以内の額	(1)所有者が自ら居住する住宅(用途が住居以外の独立した物置等は除く) (2)昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。) (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
葛尾村	総務課 総務企画係 (0240-29-2111)	定住促進事業	http://www.katsurao.org/soshiki/1/shinnti-kuiwai.html	住宅取得・改修	補助金	【補助額】 建物及び土地取得に要した費用に100分の15を掛けた金額(ただし、1万円未満の金額は切り捨てるものとする。) ・50歳未満の単身世帯 上限170万円 ・50歳未満の家族世帯 上限200万円 ・50歳以上の単身世帯 上限120万円 ・50歳以上の家族世帯 上限150万円	在住者又は村内に定住するために他の市町村から転入した者(以下「転入者」という。が、次のいずれかに該当したとき(ただし、在住者で独立を目的としない建て替え等のために取得した者(賃貸住宅入居者を除く。))及び東京電力福島第一原子力発電所事故による住居確保にかかる費用(持ち家)の賠償の支払いを受けた者は除く。) ア 転入者で、転入前又は転入後1年以内に住宅を新築又は購入(中古住宅を含む。)し、かつ入居したとき。 イ 在住者で、現に居住している同一敷地外に住宅を新築又は購入(中古住宅を含む。)し、かつ入居したとき。
葛尾村	総務課 総務企画係 (0240-29-2111)	「来て かつらお」住宅取得支援事業補助金	http://www.katsurao.org/soshiki/1/kikaku-jutakusuyutoku.html	住宅取得・改修	補助金	【補助額】 ○新築又は取得 最大70万円 ・基本額 取得費の1/2、最大70万円 ○加算額 ・取得者が40歳未満の場合 10万円 ・子育て世帯 10万円 ・婚姻後3年未満の世帯 10万円	村内に5年以上定住する意思を持ち、補助対象住宅を取得する者で、次のいずれにも該当する者。 (1) 補助対象住宅に自ら居住する県外移住者であること。 (2) 当該補助対象住宅の所有者が2人以上の場合には、所有権保存の登記において、補助対象者の共有持分が2分の1以上であること。 (3) 事業完了日の属する年度の翌年度から5年間に上継続して、補助対象住宅に定住すること。 (4) 定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が原則として1年以上記録されていること。ただし、契約日前に移住準備等のため村内に定住した場合は、転入の届出日から契約日までの期間が1年未満であり、かつ、定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に転入の届出日以前の期間が1年以上記録されていること。
葛尾村	住民生活課 (0240-29-2112)	葛尾村合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	5人槽 442,000円 6~7人槽 566,000円 8人槽以上 877,000円	居住を目的とした住宅(店舗との併用住宅にあつては住宅部分の床面積が1/2以上であること。)に合併処理浄化槽を設置しようとする者。ただし、し尿と雑排水を合わせて処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものであつて、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合する浄化槽を設置しようとする者に限る。
葛尾村	総務課 復興推進室 (0240-23-5200)	葛尾村住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金	https://www.katsurao.org/soshiki/21/saien-ereiwa3.html	環境対策	補助金	【・設備名(補助率:補助上限額)】 ・住宅用太陽光発電設備(最大出力(kW)×10万円:50万円) ※定格出力10kW未満の設備が対象。 ・蓄電池設備(1/2:50万円) ・電気自動車(1/10:30万円) ・電気自動車等充電設備(1/4:15万円) ・太陽熱利用設備(1/2:50万円) ・風力・小水力発電設備(1/2:30万円) ・バイオマス燃料ストーブ設備(1/2:20万円) ・地中熱利用設備(1/4:50万円)	葛尾村に住所を有し、交付対象設備を村内の住宅に設置し自ら居住又は使用しようとする個人(当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)で以下(1)のいずれかに該当し、以下(2)のいずれにも該当しない者。 (1) ・交付対象機器を既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者 ・交付対象機器が設置された新築住宅を購入する者 (2) ・借りている住宅に設置する者 ・村税等を滞納している世帯の者(生計を同一にするものを含む。) ・補助金の交付を2回以上受けている者 ・その他村長が補助金を交付することが適当でないと認める者
新地町	都市計画課 (0244-62-2113)	高齢者にやさしいすまいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	該当住宅改修に要した費用の額に100分の90を乗じて得た額とし18万円を限度とする。	助成対象とする住宅改修は、介護保険法第45条に規定する住宅改修する。60歳以上の高齢者(介護保険法の規定により要介護又は要支援と認定されたものは除く)
新地町	都市計画課 (0244-62-2113)	新地町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	耐震診断者の派遣に要する額(概ね12~14万円)だが、自己負担額が6,000円必要	対象用途:戸建(木造) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 過去にこの要領に基づく耐震診断を受けていない住宅 新地町に住居登録されている方 町内に自ら居住する住宅の所有者 町税を完納している方

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
新地町	都市計画課 (0244-62-2113)	新地町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	木造住宅耐震改修費用の補助。耐震改修工事に要し田費用の助成 ・一般耐震改修:1,000,000円を上限として、工事費用の1/2以内 ・簡易耐震改修:600,000円を上限として、工事費用の1/2以内 ・部分耐震改修:600,000円を上限として、工事費用の1/2以内	対象用途:戸建(木造) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 平成17年7月1日付けの福島県木造耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないもの(上部構造評点が1.0以上とすること) 新地町に住民登録されている方 町内に自ら居住する住宅の所有者 町税を完納している方 補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの
新地町	都市計画課 (0244-62-2113)	新地町ブロック塀撤去支援事業		耐震化	補助金		町内に存する危険ブロック塀等を所有していること 危険ブロック塀等:町内に存するブロック塀等で道路に面し、かつ道路等の路面から高さ1.2メートル以上で次のいずれかの状態のもの ア:傾斜、ひび割れ等があり、倒壊する恐れがある状態 イ:建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第61条又は第62条の8に規定する技術的基準に適合しない状態 町税(昭和29年新地町町税条例第3条に規定する町税をいう)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
新地町	都市計画課 (0244-62-2113)	合併浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用(単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を完全に撤去するために必要な工事費用を含む)で、別表に定める額を限度とする	合併処理浄化槽を設置しようとするものに対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
新地町	都市計画課 (0244-62-2113)	「来てしんち」住宅取得支援事業		住宅取得・改修	補助金	新地町に移住し住宅を取得する子育て世帯又は新婚世帯の方に対し、住宅の建築又は建売住宅を購入した場合、経費の一部を補助するもので、最大100万円の補助。	令和3年1月1日以降に住宅の建築又は建売住宅を購入する契約を締結し移住すること。 住宅取得の契約日以前1年間本町に住民登録がなく、住宅取得の翌年度から3年以上継続して補助対象住宅に定住すること。 子育て世帯(中学生以下の子供を扶養している世帯。又は妊娠中の子がいる世帯)又は新婚世帯(夫婦の年齢の合計が90歳以下で婚姻後5年以内の世帯)であること。 世帯全員が町税等の滞納がなく、かつ暴力団員等でないこと。
新地町	都市計画課 (0244-62-2113)	新地町屋根の耐風改修促進事業		防災対策	補助金	1. 全面改修工事に係る経費の23%の額 2. 全面改修工事面積1平方メートルあたり5,520円を乗じた額 いずれか少ない方の金額を補助金として交付	1. 新地町の住民台帳に記録されており、対象住宅(自己の居住のように供するもの)を所有している者 2. 屋根が地震等で被災しており、新たに緊結した方法(国土交通省告示1435号により改正された規定に適合するもの)により全面改修(金属屋根やスレート等への全面改修も含む)を行う者 3. 町税等の滞納がない者
飯館村	住民課 住民係 (0244-42-1618)	浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	○設置費 ・新設 5人槽⇒168,000円 7人槽⇒207,000円 10人槽⇒276,000円 ・転換 5人槽⇒332,000円 7人槽⇒414,000円 10人槽⇒548,000円 ○撤去 単独処理浄化槽⇒45,000円 汲取り便槽または合併処理浄化槽(被災)⇒30,000円	・新設:新築及び更地にした上での建て替えの場合及び転換に対象外の場合 ・転換:合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又は汲取り便槽からの転換で、既存の建物の一部又は全部が残される場合
飯館村	健康福祉課 福祉係 (0244-42-1633)	介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を支給。 20万円上限(1割が自己負担、一定以上の所得者は2割)	・要介護認定を受けた者 ・要介護1から5、要支援1及び2
飯館村	健康福祉課 福祉係 (0244-42-1633)	高齢者快適住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を支給。 ・介護保険受給者 上限30万円 ・その他 上限50万円	・要介護認定を受けた者 ・要介護1から5、要支援1及び2 ・60歳以上の高齢者で住宅改修が必要な者

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
飯館村	建設課 建設管理係 (0244-42-1624)	飯館村木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担:7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が自ら居住する住宅 ・昭和56年5月31日以前に工事着手し建設された戸建て住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ・過去に村の要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅 ・市町村税を滞納していないこと
飯館村	建設課 建設管理係 (0244-42-1624)	飯館村木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	<p>補助金の額は、次に掲げる工事の区分に従い、当該各項に定める額とする。</p> <p>(1) 一般耐震改修工事:耐震改修工事に要する費用の80%以内かつ1,000,000円以内の額</p> <p>(2) 簡易耐震改修工事:耐震改修工事に要する費用の80%以内かつ600,000円以内の額</p> <p>(3) 部分耐震改修工事:耐震改修工事に要する費用の80%以内かつ600,000円以内の額</p>	<p>飯館村内に存する住宅で、次の各号の要件全てに該当するものとする。</p> <p>(1) 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であるもの</p> <p>(2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅</p> <p>(3) 平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの</p> <p>(4) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの</p>
飯館村	村づくり推進課 企画定住係 (0244-42-1622)	飯館村移住定住支援事業	http://www.vill.iitate.fukushima.jp/soshiki/1/3782.html	住宅取得・改修	補助金	<p>村内への移住者向けの補助事業</p> <p>①住宅新築時 最大500万円補助</p> <p>②空き家等購入時 最大200万円補助</p> <p>③住宅修繕費用(リフォーム) 最大100万円補助</p>	<p>次の①～③の要件をすべて満たしている方</p> <p>①平成23年3月11日時点で飯館村に住民票がない方</p> <p>②平成29年3月31日以降に飯館村に住民票を移した方</p> <p>③村に定住する意思のある方(転勤等で一時的に村に居住する方は対象外)</p>

※詳細については、各市町村の窓口に直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)